

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2020年12月15日 |
| 【会社名】 | ANAホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | ANA HOLDINGS INC. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 片野坂 真哉 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区東新橋一丁目5番2号 |
| 【電話番号】 | 03(6735)1001 |
| 【事務連絡者氏名】 | グループ総務部長 植野 素明 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区東新橋一丁目5番2号 |
| 【電話番号】 | 03(6735)1001 |
| 【事務連絡者氏名】 | グループ総務部長 植野 素明 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【提出理由】

2020年11月27日（金）開催の当社取締役会において、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）において募集（以下「海外募集」という。）を行う当社普通株式の発行について決議がなされ、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出し、また、2020年12月7日（月）付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、2020年12月10日（木）付で海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定しましたので、これに関する事項を訂正するため、また海外募集に係る英文目論見書及びその抄訳を添付するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して示しております。

ロ 発行数

（訂正前） 下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式42,000,000株
 (1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
 37,440,000株
 (2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を
 買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式4,560,000株

（訂正後） 下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式42,000,000株
 (1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けにより発行される当社普通株式
 37,440,000株
 (2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を
 買取る権利の行使により発行される当社普通株式4,560,000株

ハ 発行価額の総額

（訂正前） 92,052,240,000円
（上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合）

（訂正後） 92,052,240,000円

ト 資本組入額の総額

（訂正前） 46,026,120,000円（増加する資本準備金の額は46,026,120,000円）
（上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合）

（訂正後） 46,026,120,000円（増加する資本準備金の額は46,026,120,000円）

リ 発行方法

（訂正前） Goldman Sachs International、Nomura International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limitedを共同主幹事引受会社とする引受人（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせ、また海外引受会社に対して上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

（訂正後） Goldman Sachs International、Nomura International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limitedを共同主幹事引受会社とする引受人（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせ、また海外引受会社に上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取らせる。

ヲ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

(1) 手取金の総額

| | |
|-------------|-----------------|
| 払込金額の総額上限 | 92,052,240,000円 |
| 発行諸費用の概算額上限 | 526,000,000円 |
| 差引手取概算額上限 | 91,526,240,000円 |

なお、払込金額の総額上限、発行諸費用の概算額上限及び差引手取概算額上限は、上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合を想定した金額である。

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額91,526,240,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額183,872,913,200円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限29,856,646,800円と合わせ、手取概算額合計上限305,255,800,000円について、200,000,000,000円を2023年3月末までに、中長期的な成長原資として、需給適合対応力の向上(1)と環境負荷の低減(2)を実現するボーイング787型機(787-9型機及び787-10型機)の購入を含む設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は、リスク耐性を高めるための財務基盤の強化として、2023年3月末までに長期債務の返済資金に充当する予定である。

<後略>

(訂正後)

(1) 手取金の総額

| | |
|-----------|-----------------|
| 払込金額の総額 | 92,052,240,000円 |
| 発行諸費用の概算額 | 526,000,000円 |
| 差引手取概算額 | 91,526,240,000円 |

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額91,526,240,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額183,872,913,200円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限29,856,646,800円と合わせ、手取概算額合計上限305,255,800,000円について、200,000,000,000円を2023年3月末までに、中長期的な成長原資として、需給適合対応力の向上(1)と環境負荷の低減(2)を実現するボーイング787型機(787-9型機及び787-10型機)の購入を含む設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は、リスク耐性を高めるための財務基盤の強化として、2023年3月末までに長期債務の返済資金に充当する予定である。

<後略>

3【添付書類】

別添のとおり、海外募集に係る2020年12月7日付の英文目論見書及びその抄訳を添付書類として提出いたします。